

代理人意見陳述書

令和6（2024）年6月12日

弁 護 士 亀 石 倫 子

母体保護法のルーツは、昭和15年にできた国民優生法にあります。

当時、日本は戦時体制へ移行しつつあり、軍事力を高めるため、人口を増やす必要がありました。女性は21歳ころに結婚して、子どもを5人産むことが目標とされました。

国民優生法の目的は、「悪質な遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防ぐこと」そして「健全な素質を有する者の増加を図ること」とされていますが、実際には、「産めよ増やせよ」の政策を支える人口増加のために機能しました。

中絶手術は禁止され、当時、「優生手術」と呼んでいた「不妊手術」も、原則として禁止されました。

遺伝性疾患をもつ人に対する強制不妊手術の規定はありましたが、1件も実施されませんでした。昭和15年といえば、旧民法の家制度の時代です。

遺伝性疾患をもつ人が任意に優生手術を受けるには、配偶者または父母の同意が必要とされていました。

第二次大戦後、「産めよ殖やせよ」から一転して、人口を減らす必要に迫られました。

昭和23年。人口の「質」を落とさず、人口の「量」を抑えるために、国民優生法は優生保護法に改正されます。

このとき、法の目的は、「不良な子孫の出生を防止すること」と「母性の生命健康保護」に変わり、優生対策が強化されることになりました。

人口妊娠中絶が合法化され、優生目的の不妊手術の対象が拡張されました。

そして、国民優生法のもとではおこなわれなかった強制不妊手術がおこなわれるようになります。

任意の不妊手術については、遺伝性疾患をもつ人に加えて、「妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのある場合」や「現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのある場合」にも、受けられることになりました。

ただし、いずれの場合にも配偶者同意は必要とされました。

平成8年、優生思想や障害者差別への批判から、優生保護法は母体保護法に改正されることになりました。

しかしこのとき、優生思想に基づく規定のみが削除され、「母性の生命健康を保護する」という法目的、不妊手術の原則禁止、例外として不妊手術を受けられる要件としての「生命危険要件」や「多産要件+健康低下要件」、配偶者同意要件、これらはそのまま残りました。

こうした経緯をみれば、その時代時代で、背景にあった立法事実が大きく変化していることがわかります。

国民優生法と母体保護法の目的を比べると、もはや共通するところはありません。

不妊手術の原則禁止は、「産めよ増やせよ」の時代の、人口増加という法目的を達成する手段としては合理性があったかもしれません。

しかし、「母性の生命健康保護」という法目的とは関連性すらありません。

なぜなら、不妊手術を受けようとしている人の体は母体ではないからです。

母体になることが宿命づけられている体、と考えなければ説明がつきません。

しかしそう考えることは、女性の、産むか産まないかの自己決定を奪うものではないでしょうか。

また、例外的に不妊手術を受けられる要件については、法の目的に反するとさえいえます。

つまり、母体保護法は、配偶者の同意がなければ、妊娠又は分娩によって生命に危険がある場合であっても、不妊手術を受けられないとしているのです。

すでに子どもを産んでいれば、生命に危険がある場合でなくても、不妊手術を受けられるとしているのは、いったいどういう理屈でしょうか。

出産という役目を果たせば、認めてあげようということでしょうか。

これらの要件は、男女が平等でなかった時代の遺物にすぎません。

ここにいる原告のみなさんは、不妊手術によって生殖能力を取り除くことを望んでいます。

そうした考えに、すぐにたどり着いたわけではありません。

幼いころから、いつか子どもを産むのが当然とされ、期待されることへの違和感をおぼえたり、生理が始まって、子どもを産むための準備をしているような体の変化への違和感や嫌悪感があったり、妊娠することへの強い恐怖心をかかえている人もいます。

いつか子どもを産みたいと思えない自分、子どもが好きだと思えない自分に悩み、なぜなのか、自分はおかしいのかと自問自答して、やっとな妊手術という方法にたどりついています。

原告のみなさんにとって、不妊手術を受けるということは、自分らしい身体で、自分の決めた人生を生きるうえで、不可欠の手段です。

産むか産まないかは、人生のあり方に大きな影響を与える、人格の核心に関わる問題です。それと同時に、最も私的で繊細なことがらでもあります。

過剰なパターンリズムによって侵害されてはならない、憲法上の権利の中核にあるもの
なのです。

裁判官のみなさんは、「虎に翼」というドラマをご覧になれていますでしょうか。
日本で初めて女性の弁護士が誕生したのが、昭和 15 年でした。
裁判官になれるのは男性だけで、女性は婚姻によって「無能力」とされていた時代。
そんな時代にできたのが国民優生法でした。

当時、女性はまさに「産むための性」でした。

昭和 21 年、新しい憲法が公布され、
「すべて国民は、個人として尊重される」
「すべて国民は、法の下に平等であつて、性別において差別されない」
この国は変わるんだ
素晴らしいことだと、多くの女性が思ったはずです。

しかし、そう簡単ではありませんでした。
78 年後のいまも、私たちは地続きの今を生きていて、道半ばです。
この法廷で、歴史を前に進めていただきたいと思います。

以 上